

浦添市印鑑条例（昭和50年条例第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>浦添市印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年4月1日 条例第7号</p> <p>注 平成29年3月から改正経過を注記した。</p> <p>（多機能端末機による登録証明書の交付）</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード であって</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____、電子署名等に係る地方公共団体情報 システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下 「認証業務に関する法律」という。）第22条第1項に規定する個人 番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限 る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号） 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、認証 業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用 者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多</p>	<p>浦添市印鑑条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年4月1日 条例第7号</p> <p>注 平成29年3月から改正経過を注記した。</p> <p>（多機能端末機による登録証明書の交付）</p> <p>第15条 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード をいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26 年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードを いう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基 づく日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明 書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報 システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下 「認証業務に関する法律」という。）第22条第1項に規定する個人 番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限 る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号） 第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、認証 業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用 者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、多</p>

機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができる。

機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法により、登録証明書の交付申請をし、その交付を受けることができる。